

葛飾区障害者相談支援事業所運営費補助要綱

27 葛福障第 701 号
平成 28 年 1 月 8 日
区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、相談支援事業所の運営に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを利用した生活の営みを図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談支援事業所 次のいずれかに該当し、葛飾区内に所在するものをいう。
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第 51 条の 20 第 1 項に規定する特定相談支援事業所
 - イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項に規定する障害児相談支援事業所
- (2) 相談支援事業 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 総合支援法第 5 条第 18 項に規定する特定相談支援事業
 - イ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援事業
- (3) 相談支援専門員 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条に規定する相談支援専門員
 - イ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条に規定する相談支援専門員
- (4) 利用計画 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 総合支援法第 5 条第 22 項に規定するサービス等利用計画
 - イ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 8 項に規定する障害児支援利用計画
- (5) 居宅介護 総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護をいう。
- (6) 重度訪問介護 総合支援法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護をいう。
- (7) 短期入所 総合支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所をいう。
- (8) 相談支援給付費 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 総合支援法第 51 条の 17 第 1 項に規定する計画相談支援給付費
 - イ 児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項に規定する障害児相談支援給付費

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、相談支援事業所が行う相談支援事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 葛飾区民を対象とした相談支援事業であること。
- (2) 年度を3期(4月から7月まで、8月から11月まで及び12月から3月までの3期をいう。)に分けたとき、1期につき、相談支援専門員1人当たり、実人員8人以上の利用計画を作成していること。
- (3) 前号の実人員が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。
 - ア 半数以上が、居宅介護又は重度訪問介護を利用している者であること。
 - イ 半数以上が、相談支援事業所が所属する法人以外の事業者が行う障害福祉サービスのみを利用する者であること。

(補助対象法人)

第4条 補助金は、前条に規定する補助対象事業を実施している相談支援事業所(以下「補助対象事業所」という。)を運営する法人(以下「補助対象法人」という。)を交付の対象とする。

(補助対象経費)

第5条 この要綱による補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の運営に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業に係る相談支援専門員(以下「補助対象相談支援専門員」という。)の人件費
- (2) 補助対象相談支援専門員の通勤に係る交通費
- (3) 補助対象相談支援専門員の雇用に要する社会保険料等の事業主負担分
- (4) 補助対象相談支援専門員が補助対象事業を行うために要した出張旅費
- (5) その他区長が必要と認める経費

(補助額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象相談支援専門員1人当たり、前条各号に掲げる経費の合計額から相談支援給付費を差し引いた額と、利用計画を作成した実人員に80,000円を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とし、1,600,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象法人(以下「申請法人」という。)は、期ごと、相談支援事業所ごとに、葛飾区障害者相談支援事業所運営費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、葛飾区長(以下「区長」という。)に申請するものとする。

- (1) 相談支援事業実績報告書
- (2) 利用計画作成実人員確認票

- (3) 収支決算額内訳書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは葛飾区障害者相談支援事業所運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区障害者相談支援事業所運営費補助金交付不承認決定通知書（第3号様式）により当該申請法人に対し通知するものとする。

- 2 申請法人は、区長が相談支援事業所の運営、経理等について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
- 3 区長は、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請法人（以下「交付決定法人」という。）は、補助金を請求するときは、葛飾区障害者相談支援事業所運営費補助金請求書（第4号様式）により区長に請求するものとする。

- 2 前項の規定による請求は、交付決定後2週間以内に行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 区長は、前条第1項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求をした交付決定法人に補助金を支払うものとする。

(委任等)

第11条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則の定めるところにより、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(事業開始年度における補助金の請求方法)

- 2 平成27年度における補助金の請求については、第10条第2項の規定にかかわらず、1年度分の補助金を1回で請求するものとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年8月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。